

(案)

官 印 省 略  
番 月 号  
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成29年10月31日付け20171031資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

# 経済産業省

官 印 省 略  
20171031 資 第 2 号  
平成29年10月31日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

## 特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款等以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

平成29年10月31日

関西電力株式会社

# 電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関客発 第13号  
平成29年10月31日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩 根 茂 樹

平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により、次のとおり電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成29年10月21日からの台風21号の影響により、当社管内区域内のお客さまに多大な被害が発生し、災害救助法が適用された。(京都府舞鶴市)

このため、災害救助法適用地域および隣接する地域において、被災されたお客さまから申し出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの平成29年9月分※、10月分および11月分の電気料金の支払期日を1ヶ月間延長する。

※ 支払期日の延長は、支払期日が10月23日以降となるものに限る。

(実施期間満了日：平成30年1月 [満了日は検針日ごとに相違])

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

(実施期間満了日：平成30年5月 [満了日は検針日ごとに相違])

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されず、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約容量または契約電力が、被災時の需給契約における契約容量または契約電力を超えないこと。

(実施期間満了日：平成30年4月末日)

4. 被災されたお客さまが被災後、同一需要場所において臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：平成30年4月末日)

5. 従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備の一部が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成30年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：平成30年4月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを行う場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供

給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。  
(実施期間満了日：平成30年4月末日)

以 上

添付書類

1. 電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
2. 被害状況表



添付書類 1

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成29年10月21日からの台風21号の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、下記地域に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域および隣接する地域において、平成26年改正法附則第16条3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された地域

京都府 舞鶴市

隣接する地域

京都府 宮津市  
福知山市  
綾部市  
福井県 高浜町

以上

## 被害状況表

## 1. 被害状況

地区	人口・世帯数		人的被害			建物被害			
	人口	世帯数	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
舞鶴市	81,808	34,463	0	0	0	0	3	243	382

※1 人口・世帯数については、平成29年9月末現在。

※2 人的被害および建物被害状況については、京都府発表  
(平成29年10月30日9時現在)

## 2. 災害救助法発令状況

京都府

地域	災害救助法の発令状況
舞鶴市	平成29年10月30日 (平成29年10月22日適用)

以上